

長崎県立大学法人は、県議会の要請に沿うように、本人に処分理由を示さず(実質的な弁明の機会を設けず)に形式的学内手続でもって久木野教授を懲戒処分しようとしていました。9月1日と9月10日、大学は事情聴取と称して教授を呼び出し、内容の無い雑談を行いました。これはお世辞にも正式な懲戒手続(長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づいた適正な懲戒手続)と言えるようなものではなく、後に大学が述べる懲戒理由とはまったく関係ない世間話・雑談が交わされただけのものでした。

大学規則に定められた懲戒手続に基づく正しい懲戒手続を期待できない現実を見たことで、教授は、現大学執行部による違法な懲戒手続を中止させて公正な立場で裁判所に懲戒処分の可否を速やかに判断してもらおうと、長崎地裁に「懲戒処分禁止の仮処分命令」を出すように求める裁判を申し立てました。